

政令第 号

国家戦略特別区域を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 千葉県成田市、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区並びに神奈川県の区域
- 二 新潟県新潟市の区域
- 三 京都府、大阪府及び兵庫県の区域
- 四 兵庫県養父市の区域
- 五 福岡県福岡市の区域
- 六 沖縄県の区域

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

国家戦略特別区域として、千葉県成田市、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区並びに神奈川県の区域等六区域を定める必要があるからである。